

法曹養成制度の長期化と多様化

——比較法的考察——

Ⅰ はじめに

(1) 社会の複雑化と多様化に伴い、これを規律する法の担い手である法曹の養成も、長期化する傾向にある。わがくには、二〇〇四年四月に、法科大学院がスタートした。四年間の大学法学部に加えて、大学院レベルでの二年ないし三年の教育が開始された。当面、司法研修制度も存続するから、世界にも例をみない三段階の法曹養成制度となったのである。⁽¹⁾

専門職大学院は、法律の分野だけを対象として設置されるわけではなく、ほかの分野でも、ビジネススクールや知的財産の専門職大学院が設置され始めた（法科大学院が六八校に対して、二〇〇四年半ばで二五校）。医学部は、も

小 野 秀 誠

ともと学部において六年間の教育を行っており（かつての医学進学課程を含む）、二〇〇六年からは、薬学部においても四年から六年への修学期間の延長が意図されている。工学部でも、技術の発展が早いことから、従来から四年の大学教育では不十分であり、大学院の修士課程への進学が多く、その結合が必要といわれてきた。

実務の修得のための勉学は、一面で、従来の大学教育の不十分な部分を補うものである。その不足は部分的に、従来は企業内のOJT（実地訓練）によっても補われてきたのであるが、一九九〇年代の長期の不況を経て企業の体力が消耗したこと、OJTのみでは限界があり、大学院の教育において理論的、体系的に学ぶ必要があることによる。他面では、社会経験豊かな社会人を教育プロセスに呼び戻

すために、大学院レベルでの資格が必要であることにもよる。

しかし、新たな教育においては、たんに時間的に長期であり、内容的に豊富であることだけが求められているわけではない。多様な学生に対し、多様な内容を多様な方法によって付与することが必要である。内容上の多様さと高度さや工夫は、すでに注目されているところである。そこで、本稿は、むしろ方法上の多様さに注目した検討を試みるものである。かねてからドイツで試みられている経済専修型のコースとの結合、社会人の取り込みに必要な対応や、実務指向型教育に見合った新たな方法である実習やTA、RA、インターンシップ、エックスターンシップ、マイスター的手法の活用などである。

(2) 実務志向型教育の典型は、わがくにでは、かねてから医学教育にみられた。もっとも、それは、第二次大戦までのドイツ型とそれ以後のアメリカ型に分けられる。ドイツ型は、臨床実習よりも講義を重視する。戦後は、アメリカ型が導入され、臨床実習を重視して、医師養成としての性格を明確にしたが、その場合でも、研修先はほぼ付属の大学病院に限られた。臨床教育も行われたが、講義の優位

はくずれず、臨床課程を基本的に病棟実習で行うアメリカのようにはいたらなかった。高度技術を早く全国的に移植するという明治以来の伝統によるものである。しかも、二〇〇四年の改革まで、大学の卒業後も、医師の多くが無給の研修医として医学博士号の取得を目標にして出発するなど、研究を至上のものとしてきた。地域や僻地医療などよりも、新人医師の大学病院や大病院志向、先端医学に対する志向は強い。

医学史では、中世の文献医学 (library medicine)、十六世紀から十八世紀のライデンを中心とするベッドサイド医学 (bedside medicine)、十九世紀のフランス、イギリスの病院医学 (hospital medicine)、十九世紀後半以降のドイツの研究室医学 (laboratory medicine) の変遷があるとされる⁽²⁾。アメリカ型医学の導入は、現象的には、十九世紀のイギリス型の病院医学の復権でもある。ただし、十九世紀から二十世紀初頭の研究室医学には、新たな知識の広範かつ急速な普及や高度な治療方法の進展に対して大きな意義があったのであり、このような背景を抜きにして、いちがいに優劣を論じることはいかない。それぞれの時代に必要な技術と水準が適合していたということである。そ

(3) 法曹養成制度の長期化と多様化

こで、現在求められていることは、たんに、どれによるべきかという観点ではなく、両者の統合という観点である。実務型教育が早くから導入された医学教育は、ほかの分野にとっても示唆するところが大きい。ロースクール構想においても、しばしば参照された。本稿でも、比較のうえで参考とするところが多い。

II ドイツの法曹養成制度改革

(I) 二〇〇二年に、ドイツでは、法曹養成制度の理念をかなり大幅に転換する改革が行われた。これについては、すでに紹介したことがあるので、本稿では立ち入らない。⁽³⁾

この改正についての評価は分かれる。法曹養成の革命的変更とする見解と、たんなる技術的改革⁽⁴⁾ (technokratische Reform) にすぎないとするものである。改革から日の浅い今日、その評価は、まだ定まっていない。II では、これに対応した(一部先取りした)グライフスヴァルト大学の新たな教育課程と方法を参考としよう。⁽⁵⁾

(2) 二〇〇二年改正法は、弁護士職と法律相談的機能の必要性を強調したが、同様の観点は、従来もなかったわけではない。かねて紹介した経済専修コースの専門大学は、

法律と経済関係の科目の結合を理念としてきたし、二〇〇〇年八月に開校した私立の法律専門大学・ハンブルクの Gerd Bucerius Law School (Zeit 財団の設立による)でも、経済関係の科目を重視したカリキュラムが試みられている。専門大学で成功した経済専修コースは、一般の大学でも導入されつつある。しかし、ドイツの大学における法曹養成は、基本的にドイツ裁判官法によって規制されているために、改正法の施行前には、なお制約があった。専門大学は、ドイツ裁判官法の適用をうけない代わりに、国家試験による資格の獲得を目ざさない。その改革が、裁判官法による規制のある一般の大学に先んじたゆえんである。他方で、大学の大半を占める一般の大学では、改革を先取りする動きもあったが、そのような改革も限定的なものとならざるをえなかった。とりわけ経済関係の教育を法学部の中で一元的に行うことには制約があったのである。

ここで、注目されるのは、一九九八年から検討されてきた東ドイツ地域のグライフスヴァルト大学の学士コースの導入である。⁽⁶⁾ 二〇〇二年の改正を先取りする側面が含まれているためである。また、専門大学ではなく、一般の大学法学部の法曹教育の新たな動向として注目されるからで

もある。大学の法学部によっては、専門大学と同様に国家試験を目ざさない「経済専修コース」をおくものもあるが、ライフスヴァルトの新コースは、いわば「経済専修コース」と一般の法学コースの融合形態と位置づけられる。

法学教育における一般的な動向としては、学士と修士の一貫した継続教育 (konsekutive Studiengänge in einem Bachelor- und Masterprogramm) の必要性が主張され、一九九九年六月一九日のボローニアのヨーロッパ教育大臣会議の共同宣言 (Gemeinsame Erklärung der Europäischen Bildungsminister) も、これを表明した。⁽⁷⁾ また、一九九八年に「ドイツ学術のための寄付者連盟」(Stiftungsverband für die Deutsche Wissenschaft) は、改革のための支援プログラムの公募を行い、一九九九年に、ライフスヴァルト大学の法学部は、この寄附者連盟から、新たな学士課程 (Bachelor of Laws) の導入と、教育における実績志向型モデルのプログラムのために五〇万DM (二五万ユーロ) を獲得したのである。⁽⁸⁾

プログラムの目的は、法学教育に soft skills (後述) と経済学の基礎とを有機的に結合した課程の実現である。もっとも、ライフスヴァルト大学の法学部は、わずか一

四講座を有するだけなので (これに寄付講座が一つプラスされる)、有機的に結合したコースである LL. B (Bachelor of Laws) のための独自のコースを提供することはできなかった。そこで、一九九八/一九九九年には、国家試験のためのカリキュラムの改編が行われ、これによって、LL. B コースも同時に取得可能なものとする修正が行われたのである。新たなコースは、新たな修士のコースや国家試験を予定する法学のコースにも、また経営学の卒業試験にも適合するように計画された。⁽⁹⁾

そして、各コースは、ヨーロッパ単位互換制度 (ECTS, European Credit Transfer System) による互換性のある単位制度 (Leistungspunktsystem) により構築されたのである (共通資格の獲得)。

(3) LL. B コースは、六学期を超えるものとされた。しかし、その内容は、従来の法律コースとはかなり異なり、部分的には、二〇〇二年の法曹養成改革法を先取りしたともいえる内容を含んでいた。

第一に、講義の六分の一は、soft skills といわれる実用的科目が占めていた。すなわち、レトリックとプレゼンテーション (3 SWS, Semesterwochenstunden, 三コマ

である。一 SWS で五〇時間の講義を行う。これを換算すると、日本のように二時間講義とすると二五回分で、およそ一コマとなる⁽¹⁰⁾、文献考証 (Textkritik)、学問的作業の技術 (三 SWS)、英語の集中講義である。講義のない期間には四週間の集中コースが行われ、その後、二学期以上専門用語による英米法域の法律的内容の講義が行われたのである。

第二に、講義の六分の一は、経済学を対象とした。経営学 (三 SWS)、国民経済学 (三 SWS) を必修導入科目とし、その他は選択によった。経営学を主体とし、経営、会計と財政学が行われた。選択科目には、環境経済、厚生経済、厚生管理 (Gesundheitsmanagement)、市況と成長 (Konjunktur und Wachstum)、金銭と銀行 (Geld und Banken) などがあった。グライフスヴァルト大学の法学部は、経営学 (Diplomkaufmann) の講座を包含していることから、これら科目の提供が可能であった。

第三は、法律科目である。その中心は、私法、公法と刑法である。これは、国家試験を目ざす通常の法律コースと共通する。しかし、同時に、基礎科目 (法史、法哲学、法社会学) および政治学、訴訟法も重視された。法史、法哲

学および法社会学は、L L、B コースの学生には必修とされた。さらに、隣接科目と結合された法律学の選択科目があった (税法と会計学、競争法とマーケティングなど)。

L L、B コースにおいても、民法の配分時間は、国家試験コースと同一であった (Repetitorium などの試験準備科目を除く)。しかし、刑法のそれでは三分の二、公法では三分の二三であった。また、法律コースの学生には自由な選択可能性があるが、L L、B コースの学生には選択は制限され、基本的に、経済関係科目のみが可能とされた (六 SWS)。たとえば、商法、会社法、競争と独占法、労働法、税法、行政法、国際私法、ヨーロッパ法である⁽¹¹⁾。

(4) 試験も、このコースの特徴を反映している。上述の ECTS では、講義は試験で修了することとされている。個別の科目の評価にはそれぞれの特徴があるが (たとえば、家での課題作成 Hausarbeit や口述試験が課せられる場合がある)、総合成績は、個別の成績が合計され、つぎの配点に従って評価される。

L L、B-Arbeit	10 %	(論文作成)
経済学関係科目	15 %	

一般科目	15%
民法	30%
刑法	10%
公法	15%
選択法律科目	5%

二〇〇三年三月七日に、L.L. Bコースは、ハノーバーの評価機構 (ZEvA, Zentraler Evaluations- und Akkreditierungsagentur Hannover) の肯定的評価をえた (Die Schwerpunktsetzung im Gesamtprogramm erscheint als gelungen.)。ちなみに、大学基本法 (Hochschulrahmengesetz) の一九九八年改正によって、大学や学部を設置時の評価義務が定められたことから、この評価機構は、一九九九年に発足していた。

二〇〇〇年九月一八日に、メクレンブルク・フォーポンメルン州の教育研究文化省によって、このコースは認可され、グライフスヴァルト大学は、二〇〇〇年/二〇〇一年の冬学期に、このL.L. Bコースを導入した。二〇〇〇年一〇月の冬学期に、五二人(二五人が修了)、二〇〇一年夏学期には二六人、二〇〇一/二〇〇二年の冬学期には五

四人、二〇〇二年の夏学期には三四人が登録した。二〇〇二/二〇〇三年の冬学期には一五〇人の志願者があった(六〇人の定員 Studienplätzen)。

なお、学生の三分の一は、同時に国家試験のコースにも登録し、二重の資格を目ざした。L.L. Bコースの六六%は、国家試験コースとも一致するからである。

学校外での実習 (Praktikum) は、合計五一〇時間 (Stunden, およそ一〇SSWs) に達する (可能数)。これによって、相当する職業訓練が行われ、修了後ただちに就職することが可能となっている。二〇〇一年には、L.L. Bコースの Assessment-Center が結成され、銀行、税務、経済界とのシンポジウムが行われ、このコースには保険業界も関心を示しているといわれる。修了者は、三年経過後は、ただちに就職するか、修士の発展プログラムを継続するかを選択することができる。二〇〇二年一〇月には、修士プログラムの「税務と経済」および「比較法とヨーロッパ法」が開始された。また、修了者は、国家試験を目ざすこともできる。この場合には、国家試験受験資格に不足している約二〇SSWsを取得するのである⁽¹²⁾。

(5) 二〇〇二年の法曹養成制度の改正は、弁護士養成を

(7) 法曹養成制度の長期化と多様化

主体とした改革を行った。これは、法学部の卒業生の大半が、定員のある法曹（裁判官と検察官）とはならないことを反映したものであるが、他方、弁護士養成を主眼とする点にも疑問がないわけではない。その過剰から、もはや弁護士も必ずしも魅力のある就職先とはされていないからである。

一般企業に就職する大多数の者にとって、二回の国家試験は、もはや不可欠のものではない。ヨーロッパの次元では、法曹専門職には学士・修士の継続教育が主流になりつつあるし、結果的には大学の在学期間の短縮や適合した勉学の発見（不適合な場合の脱落の防止）にもつながっている。そして、二〇〇二年の法改正も、L.L. Bコースのような自由化を相当程度可能とし、言語教育、soft skillsに関する非法律科目をも必修とした。しかし、経済志向の科目配置が不可欠となったわけではなく、大学による選択的な重点科目の配置を可能としたにとどまっている。そして、重点科目の配点が三〇％程度にとどまる場合には、グライフスヴァルトのコースにおいても、なお時間（二〇SW S）が不足する（ちなみに、二〇〇二年法でも、重点試験の導入は、第一次試験の三〇％につき行われるにとどま

る）。そこで、将来、L.L. Bコースを一般のコースに組み込むには、必修科目を民法・刑法・公法を中心科目と結合するようないっそうの短縮が必要となる。

III 二十世紀後半からの大学教育の変質

(1) ドイツを例に、二十世紀の大学、とくに法学教育を概観すると、戦後の大学進学率は増加の一途をたどってきた。大学において初めて勉強を始めた者（Studienanfänger）は、一九五〇年代にわずかに二・三万人、一九六〇年代半ばまで五万人前後であったものが、一九七〇年代には二〇万人へと爆発的に増加し、一九八〇年代には恒常的に二〇数万人規模となり、一九九〇年には三〇万人台にいたっている。二〇〇一／〇二年の冬学期には、学生総数で一八六万八二九人である。法学部のみの学生は、総数で一〇万〇〇一三人であった（二〇〇二／〇三年の冬学期には、総数で一九三万〇九二三人）。

これらの数字は、十九世紀までのそれに比較すると、きわめて大きい。(i) 十八世紀の末には、人口が二〇〇〇万人の当時、七〇〇〇人の学生がいたにすぎない（そのうち法学部の学生は二〇〇〇／三〇〇〇人）が、(ii) 一八

19世紀の大学学生数

Mitchel, European Historical Statistics 1750- 1975, 1980年、および
その翻訳（2版）808 頁～810 頁参照。

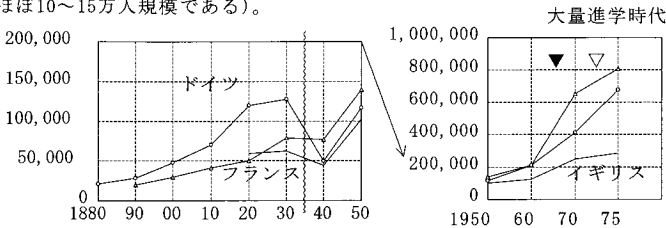
①	1880	1890	1900	1910	1920☆	1930	1940	1950
ドイツ ○	21432*	28359*	47986	70183	119412	127742	49702	116896
フランス△	--	19821	29901	41190	49931	78674	76485	139593
イギリス	--	--	--	--	58952	62312	44034	102012

* 男子のみ

☆イギリスは1922年

②	1950	1960	1970	1975
ドイツ ○	116896	212021	411520	675946
フランス△	139593	210900	651368	806268
イギリス	102012	125530	250494	286267

1950年以降は、東ドイツを含まない（60年代から、
ほぼ10～15万人規模である）。



2001/2002年のドイツは、186万人

五〇年には、三五三〇万人の人口に
対し、一万二二〇人の学生がいた
（法学部の学生は四三九一人）。ついで、
（Ⅲ）一八九〇年には、四九二
〇万人の人口に対し、学生は二万八
八八三人（法学部の学生は六六八七
人）。さらに、（Ⅳ）一九三〇年には、
六五一〇万人の人口に対し、学生は
九万九五七七人（法学部の学生は二
万二〇六〇人）であった。そして、
（Ⅴ）一九六三～六四年の冬学期に
は、（西）ドイツに一万九〇〇〇人の
法学部の学生がいた。⁽¹³⁾これを、人
口に対する法学の学生の割合で計算
すると、（ⅰ）一人に一人、（ⅱ）
八〇〇〇人に一人、（Ⅲ）七三五七
人に一人、（Ⅳ）二九五一人に一人、
（Ⅴ）もほぼ同数、となる。

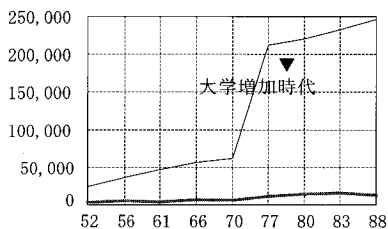
また、戦後の一九五二年の入学者
数二八二九人を（卒業までば五年

(9) 法曹養成制度の長期化と多様化

大学において勉強し始めた者の数 (ドイツ) .

	1952	1956	1961	1966	1970	1977	1980	1983	1988
全体	24189	35890	47001	57000	61562	212000	220800	232552	246249
法一	2829	5573	3898	6669	5881	11235	14446	15500	12511

・(Studienanfänger)の数。ほぼ1 学年の数であるから、全体の数は、これに在学年数をかけたものとなる。在学年数も、当初の4 年から、しだいに6 年近くまで延びた。1990年代には、その短縮が図られるようになった)。



入学者総数

2001/02 年は29万0530人

2002/03 年は29万9042人

法学部の入学者数

2000/01 年は1 万7742人

(総数で、10万2889人)

2001/02 年は1 万8385人

(総数で、10万0013人)

間かかるとして学生の総数を推定するために) 五倍しても、一万四一四五人にすぎないから、一九三〇年の法学部の学生数二万二〇六〇人に比してそう増加しているとはいえない(減少分は、おもに東ドイツ地域の大学の統計がはずれたためである。ほぼ人口比で二五%を附加しても、一万七六八一人にすぎない)。二〇〇一年の数字では、人口およそ八〇〇〇万人に対し、法学部の入学者数は一万七七四二人である。少なくとも法学部については、大学進学率の上昇は、頭打ちといえる。卒業後の就職難から、あまり魅力ある分野でなくなっているからである。

このような大量進学時代において、量が質を変化させることは避けられない。人的・物的資源や設備の不足が叫ばれて久しく、他方で社会の進展も急速であった。基本的なカリキュラムにかなりの進展があったとしても、結果として質の軽減化が生じたのである。

(2) もっとも、規模が適性であるかぎり、量的な増加が質の上昇をもたらすことは多い。十九世紀末から二十世紀の初頭までの増加は、そのようなものであった。そして、二十世紀の三〇年代までの大学進学数には、ドイツ学術の全盛期が反映されていた。この場合も、この時代に求めら

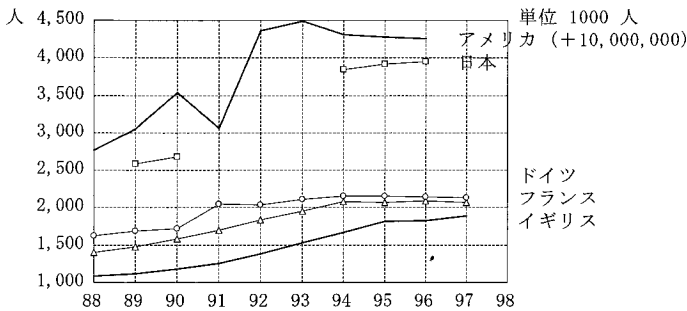
高等教育をうけている学生数

Eurostat Yearbook 2000, A Statistical Yearbook on Europe 1998-1998 (ヨーロッパ統計年鑑) 118 頁。(Education across the European Union: statistics and indicators, 1998, Eurostat).

年	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97
ドイツ○	1626	1687	1720	2049	2034	2113	2148	2156	2144	2132
フランス△	1402	1477	1585	1699	1840	1952	2083	2073	2092	2063
イギリス	1086	1113	1178	1258	1385	1528	1664	1813	1821	1891
日本□	--	2588	2683	--	--	--	3841	3918	3945	--
アメリカ	2767	3055	3539	3065	4359	4486	4305	4279	4262	--

アメリカは、これにプラス10000

単位 1000 人



れる学術の水準と教育のシステムが適合していたということであろう。

また、どの国においても、第一次大戦は、長期的には必ずしも大学進学者の数を減少させなかったが、第二次大戦は、いちじるしく減少させた。第二次大戦が文字通りの総力戦であったことを物語っている。そして、法律の分野においても、戦時中の頭脳流出の現象がみられた。⁽¹⁴⁾

戦後の進学率の爆発的増大は、一九五〇年代に始まったが、フランスではとくに六〇年代が、ドイツでは七〇年代がいちじるしい。

一九七〇年代のドイツでは、進学率は、六〇年代の三倍以上にも達し、大学生の数は、一〇〇万人を超えた。とくに法学部については、九頁表を参照。しかし、八〇年代には頭打ちとなり、対人口比では、むしろ停滞した。イギリスにおける増加も、六〇年代にいちじるしく、八〇年代まで継続的に続いた。

(3) ドイツの大学進学率は、その人口規模

を考慮すると、他のヨーロッパ諸国に比してかなり低い。

早い時期に進路の選択が行われるドイツでは、比較的進学率は低く、一九七〇年代に、実業学校の卒業生に高等教育を与えるために専門大学が作られたことを考慮にいれても、なお全体的な大学進学率は、三割程度にとどまっているのである(二〇〇一／〇二年の実数で一八六万人)。これは、わがくにやアメリカでは、大学進学率が四割を超え五割に近い(平一四年＝二〇〇二年度の文部科学白書。短大を含むと、四八・六%)ことと対照的である。

先進工業国の平均はおおよそ四割である。名目上の進学率の高さは、わがくにでは、より深刻な問題を引き起こすと考えられるが、この点については立ち入らない。たとえば、大学の講義についていく水準に達しない者が入学し、補習を必要とすること、長期の休学者や不適格者、退学者の増大などである。大学の大衆化が進んだアメリカにおいては、早くから問題とされている。あるいは、学士入学や聴講生の増大や実用系の教育における実習の困難という問題もある。また、入口の問題だけではなく、出口の問題である資格ある失業者の増大も深刻になる。

もっとも、進学率の上がらないことには、ドイツの初等

教育の構造に根ざしたものがある。この構造は他の影響をも与えており、たとえば、OECDの教育の国際調査の結果、二〇〇四年も、ドイツは低い点数をえて、順位を落とした。同様の結果をめぐって、数年来広い論争が起きており、原因として授業時間数の不足、授業規模の大きいこと、予算の不足を指摘するもの、この種の国際比較の不当性をいうもののほか、教育制度の欠陥を指摘するものがある。ドイツでは、一〇歳までの四年間の小学校の教育のあと、本課程学校、実業学校、ギムナジウムの区別があることから、必然的に九年目(一五歳)の義務教育終了時の平均点は低くなる。平均点を上昇させるには、この構造的な原因を除去することが必要となる。現在、九年目までの平等な教育(Schule für alle)⁽¹⁵⁾が唱えられている。

IV 研修(継続教育、インターン、エックスター

ン)、マイスター的手法

(1) 研修期間の長期化に対する対策としては、研修期間(インターン)として学生と区別するか、エックスターンを活用し多少の報酬の獲得が可能なものとする方法がある。授業料の低廉(免除)や所得の可能性は、同時に、社会人

や、継続的にストレートに入学する学生以外の者に対する勉学の選択肢を広げる。

研修や修習の制度は、ドイツには古くからみられる。ドイツでは、司法試験だけではなく、教職などにも、二回の国家試験があり、その間に教育研修がある。その間の身分は、司法研修と同じく、Referendar (修習生、研修生)である。

研修期間は、単純な教育課程でも、独立した職業課程でもない。研修生の地位は、ドイツの伝統的な Meister (親方)、Geselle (職人)、Lehrling (徒弟) の分類のうち、徒弟に近い。制度的な実習 (Praktikum) がなくても、事実上実習生 (Praktikant) として働く場合もある。したがって、授業料の負担がない代わりに、報酬も名目的なものにとどまるのである。ドイツにおいては、この中間的地位は、昇進 (プロモーション) のつぎの段階でも継続し、助手は、徒弟的な地位をえるにとどまる。さらに、私講師 (Privatdozent) も、伝統的には無償の地位にとどまったのである (聴講料のみを取得)。

これに対し、アメリカ型のコースでは、助手はむしろ職業の初期コースであり、有償を原則とする。助手の前段階

は、博士課程の大学院生であり、その身分は学生である。形式的には、Referendar のような中間的地位は存在しない。しかし、博士課程の院生の多くは、TA (Teaching Assistant) として働くことが多く、授業料の免除をうけ、報酬をえる。必ずしも高額ではないが、日本の国立大学のTAほど低額ではない。後者は、一学期にうけ取る報酬は、たかだか三〇万円程度にすぎず (RAで若干上回る)、たんなるアルバイト報酬程度である。アメリカでは、報酬そのものは軽微であっても、授業料の免除と結合される結果、合計額は有力な私立大学の年間授業料の二万五〇〇〇ドルを超えることがある。

ドイツでも、六〇年代の大学紛争の後から、上級助手や研究補助者、研究協力者という新たな形態が生まれている。最後のものは、アメリカ型のTAに近い。本採用になる前に、職業訓練を行うものである。

日本では、就職した場合と学生との間のギャップが過大にすぎる。教育課程では、授業料を払うことが必要であるのに対し、職業となると、たんに授業料が不要であるだけではなく、報酬をうけとることもできる。しかも、後者には、テニユアまで附加しているために、極端なギャップと

なるのである。T A、R Aの導入や任期付き助手の制度が採用されつつあるが、より中間的な形態を促進する必要がある。たとえば、研究協力者の確保や、T A、R Aへの大幅な授業料免除である。養成期間が長期化するに伴って、人材確保の観点から必要となろう。

二〇〇一年、ドイツの大学の法学部に限定してみれば、学術に関する総人員は、三四九七人で、教授が一〇九八人（うち女性は一六六人）、講師と助手は四七七人（うち女性が一〇七人）、他の研究協力者（wissenschaftliche Mitarbeiter）＝研究補助者は一八八二人（うち女性は一七二人）、他の研究補助員（Lehrkräfte）は四〇人（うち女性は一三人）であった。全体の数字は、毎年増加しつつあるが、最後のカテゴリーだけは減少している（ちなみに、これは語学や芸術に多い。たとえば、Sprach- und Kulturwissenschaften allgemein では、教授九九人に対し、三二〇人である⁽¹⁶⁾）。

(2) ある職業について、その資格を最終的に取得する（たとえば、国家試験）のに先だって実地訓練を課する場合がある。そのための制度がインターンシップ（Internship）であり、その研修生がインターンである。通常、教

育課程の最終段階に位置するが、学校を卒業した後、職業の見習いとして行う点で（いわば本籍を移す）、後述のエクスタインと異なる。インターンの用語は、一般には医師に用いられ、日本でも一九六八年まで、インターンの制度があったが、これは種々の矛盾から廃止され、その後設けられた研修医の制度は、義務的ではなかった（後述V参照）。教員免許状の取得に関しても、かねてインターン制度を設けるべしとの意見はあったが、実現されていない。日本でも教育実習はあるが、たんに授業の一部として短期間行われるにすぎない。むしろ、内容は、大学に本籍をおいたまま、関連する職業で実地訓練をするエクスタインシップ（Externship）の一種である。

一九九〇年代以降、わがくにでも採り入れられたT Aは、本籍のある母校において一種の職業訓練でもある補助業務を行うが、その性格は現在のところ必ずしも明確ではない。実質的にはエクスタインシップと同じであり、同じ業務を自分のA大学ではなく、B大学でする場合には、形式的にもエクスタインシップとなる。T Aの人材の流動性を高めることが、望ましい点もあるが（違う環境を知ることや、学閥や大学間の植民地主義を排除する）、採点や研究

の補助で守秘性が必要な場合もあるから、いちがいには優劣はつけられない。この点も、アメリカやドイツなど、学生にもともと流動性がある場合には、それぞれの長所を採り入れやすい

(3) 司法研修でも、日本の修習は授業としての性格が強い。ドイツのそれはもっと職業に近く、文字通り実地訓練である。有償性の由来でもある。性格はかなり異なるが、兵役の代替として行われる Zivildienst(民事代替役務)の者が、各種の半公的な職業の補助をする場合と、社会的機能は類似している(比較的低い賃金で、初歩的な職業をこなすものである)。

社会の伝統的・基本的な制度が、一見それとは無関係な分野にも影響を与える場合がある。法律職もそのような分野で、ドイツの独立営業者を対象とするマイスター制度の影響は大きい。ここでは、伝統的な徒弟制度の崩壊後も長らく、手工業法の指定した(原規定)一二五の職種においては、独立の営業をなすには、マイスターの資格の認定が必要であり、その獲得には、マイスターのもとで、徒弟、職人として修行し、マイスター試験に合格しなければならなかった。

しかし、二〇〇三年三月一四日に、シュレーダー政権が施政方針演説で掲げた Agenda 2010 による包括的な構造改革案のもとでは、社会保障制度と労働市場の近代化が行われる。その一環として、二〇〇四年の手工業法改正では、従来の労働市場の閉鎖性を打破するために、手工業指定の九四の業種の独立開業規制を、五三業種では廃止し、規制の残る、危険性の高いあるいは職業訓練に時間のかかる業種でも、一定の条件(職業経験六年)⁽¹⁷⁾により、マイスターの資格なしに開業できることとなった。法律職の多様化(国家試験の意義の減少)は、このような改革を先取りしている。

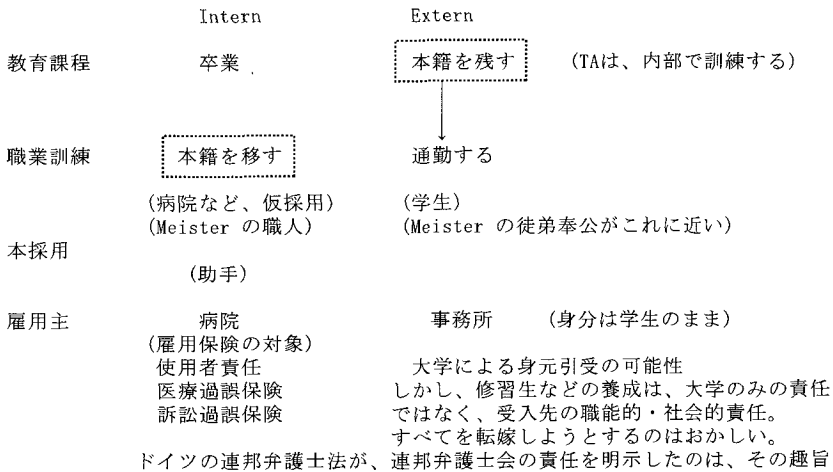
また、イギリスでも、法曹養成システムは、大陸のそれとは異なる。十九世紀にいたるまで、裁判所の判例によって発展したコモンローは、実務によって教えられ伝えられた。法曹の教育機関として大学の機能が増大したのは、ようやく二十世紀になってからである。すなわち、大陸の大学法学部は、伝統的に、官吏や司法官の養成を主としたものであったが、イギリスでは、もともと同業者的な養成の伝統が長く続いたのである。裁判官も、バリスター経験者から選ばれたからである。

そこで、伝統的な法曹の養成は、おもに弁護士 (barrier, solicitor) のためのものであった。そして、パリスターの養成は、法曹学院 (Inns of court—the Inner Temple, the Middle Temple, Lincoln's Inn, Grey's Inn) に、今日ではそれによって構成される法学教育評議会 (Council of Legal Education) により、ソリスィターの養成は、事務弁護士協会 (Law Society) によるのである。これらは、ともに職能的組織である。その学問化が、近時の養成課程の課題である。⁽¹⁸⁾

(4) 同じく職業訓練をするといっても、インターンでは、すでに学生 (徒弟) の身分から本籍が移されているから、雇用者は、病院などの仮採用者である。他方、エックスターンは、まだ本籍は学生であるから、身分は大学に属する。したがって、医療過誤や訴訟過誤の場合に、その責任は訓練主体に属するが、インターンでは (病気などの) 被用者となり、エックスターンでは学生は訓練主体の手足となり、それぞれ訓練主体が使用者として負担する (使用者責任)。医療過誤保険や訴訟過誤保険はその契約内容によるが、対象となる「職務」内容に相当の差が生じることは避けられない。

そこで、エックスターンの場合に、訓練主体 (法律事務所など) は、特別な契約によって、大学に責任を転嫁する可能性がある。いわば大学を身元保証人とする身元保証契約による場合である。一部の弁護士事務所のこのような主張が問題となる。しかし、職業訓練は、たんなる大学の道楽に訓練主体が付き合うというものではなく、ほんらい職能団体によって自律的に行われるべき職業人の養成の一プロセスを社会が肩代わりしているにすぎない (上述のイギリスの養成制度参照)。医師の場合であれば医師会が、弁護士の場合であれば弁護士会が、それぞれが後継者を維持するためにすべきことを、公益上の視点から国家ないし社会が制度的に保障するものである。したがって、訓練主体は、自分の利益のためのみに、養成への負担を回避し、転嫁するべきではない。「養成」の内容には、このような危険へのアクセスも含まれるのである。なお、わがくにの身元保証契約それ自体の前近代性も、このような契約を制限するべき理由に附加される。司法修習生の弁護士研修にあたっては、このような主張が行われることはない。

二〇〇二年のドイツの養成制度改革において、大学の勉学も、従来よりも、オールラウンドな裁判的、管理行政的、



法律相談的な実務 (die rechtsprechende, verwaltende und rechtsberatende Praxis) に向けられた。従来の裁判的な勉強から、とりわけ法律相談的な勉強に軸足を移すことが必要となる。そして、司法研修でも、弁護士研修の強化によって、内容的、手続的、人的に、弁護士職が法曹養成にいつそう関与することが必要となった。連邦弁護士法も、従来のままでは弁護士研修について内容的に不十分となった。法曹養成は、とくに裁判上および裁判外の弁護士活動、依頼者との交渉、弁護士職務法および弁護士事務所組織をも対象にしなければならない。

この趣旨から、連邦弁護士法も改正された(五九条一項)。すなわち、従来、実務研修において修習生を指導し、実務的仕事を与えたとされていたのを、より積極的に、修習生の養成に協力する (mitwirken) 義務をおうものとしたのである。また、弁護士会および理事の責任の一つとして、学生および修習生の養成と試験に協力するべきこと(従来は修習生の養成への協力)が規定された(七三条二項九号)。たんなる協力から、義務的なものに高められたことが注目されるべきである。⁽¹⁹⁾これにより、弁護士事務所

の養成への義務性が明確となり、責任の転嫁のよちはなく

なった。

(5) 継続教育や人事交流の重要性は、わがくにでも認識されつつある。現在でも、裁判所では、経験一〇年未満の裁判官である判事補を対象に、経験の多様化を目的として、民間企業研修、行政官庁への出向、海外留学などを実施しているが（民間企業研修には、四カ月の短期コースと一年間のコースとがある。前者で年間二〇人、後者でその半程度）、二〇〇五年四月から、裁判官、検察官になって一〇年未満の若手に対し弁護士としての研修も開始される。

「官民交流法」の仕組みを適用し、初年度は、それぞれ一〇人前後が予定されている。⁽²⁰⁾多様な社会経験を積ませることを目的とするが、裁判官や検察官としての給与を付与され、公務員の身分も保障されることから、真の弁護士活動といえるかとの疑問がある（国家賠償訴訟や裁判官忌避の申立）。英米型の法曹一元が完全に別個の身分で行われるのとは異なっており、また増員されるとしても人数的にも十分とはいえない。

V 医師研修と司法研修

(1) 二〇〇四年から、医師国家試験に合格した医師には、

二年間の臨床研修が必修となった。かつて一九六八年までは、医師のインターン制度があった。これは、アメリカにならって、大学医学部卒業後一年間、大学病院や認定病院において、臨床の実地訓練を積んでから、国家試験の受験資格が与えられる制度であった。しかし、日本では、インターンの期間中は無給で、職業としての身分も保障されず、他方、学生としての指導をうける体制や研修条件も不備であった。このような矛盾から、一九六〇年代の大学紛争の争点の一つともなり、一九六八年の医師法改正により廃止されたのである。

その後は、医学部の卒業後、ただちに国家試験を受験できるようになったが、医師免許をえてから二年間、大学病院や厚生省指定の病院で研修をうけた者を登録する臨床研修医制度が行われてきた。これは、義務制ではない任意の研修であるが、職業とも、学生ともいえない中途の身分関係を引き継いだものとなった。

そして、研修は、おもに大学の特定の医局において、特定の分野を対象とするものに限られたのである。専門分野の高度医療を学ぶには適し、その側面では学生であったが、反面、専門医としては下部労働力でもあり給与は低

く(研修医の手当は私立大学病院で平均月額一〇万円にみたないといわれた)、一般病院での休日、夜間アルバイトなどをよぎなくされてきた。その負担と、特定の分野の研修しか経ないことから、医師のオールラウンドな知識が乏しく、初期診療(プライマリケア)の能力の欠けた医師が多く輩出したのである。このような状態では、症状が類似する異分野の病気に対応することはできず、開業医として不適切であるだけではなく、専門医としても、十分ではない。二〇〇〇年の医師法改正により、二〇〇四年からの必修化が決定された。

新たな新人研修は、教育的性格のものであり、身分としては学制的な性格を強化している。大学病院と厚生労働省の指定する病院において、内科、外科、救急・麻酔科、小児科、産婦人科、精神科、地域医療を研修することが必須となった。また、研修に専念できるように、約一万人の研修医に対する三〇万円程度の月給が予定されたことから、厚生労働省も一七・一億円を予算に計上した。前年の二〇〇三年の四倍にもなり、そのうち六〇億円は、研修医の給料の補填にあてられる。もっとも、国の補助金増額以外にも診療報酬改定の収入があてられることから、一万五〇〇〇

人前後の研修対象者に、たとえば月額三〇万円の給与を払うとすると、研修費用の総額として、年に約五四〇億円が必要となる。⁽²¹⁾

(2) これと比較すると、司法修習生の合格者を三〇〇〇人とした場合に、研修医との比較で、単純に五分の一としても、約一〇〇億円が必要となることになる(現在は、概算でおよそ月額二〇万円として一〇〇〇人で二四億円。任期一年半で三六億円)。しかし、部分的にでも診療報酬での対応が可能な医師と異なり、修習生では、純粋に国家の負担とならざるをえない。月額およそ一人三三〇万から三六〇万円の司法修習生の給費制度は、かねてから検討の対象となってきたが、二〇〇六年度から新司法試験によって合格者が増加されることから、廃止される。⁽²²⁾

ドイツを参考とすると、そこでの総費用は、月額一〇万円で一万人としても一二〇億円となる(任期二年でその倍)。わがくにの負担ははるかに小さい(二二〇〇〇人となっても、任期が一年となれば、七二億円程度となる)。一人三〇〇万円としても、九〇億円)。人口や予算規模からみると、「法化」社会にはこの程度の負担は必要と思われる。修習生の給料の無償化は、ただでも重厚長大で個人

の負担の重い法科大学院型の養成から人材を遠ざける結果となろう。他方で、研修医と異なり、多少のアルバイト（ドイツと同じく）は、容認可能である。これは、その内容にもよるが、豊富な経験を積む必要からむしろ推奨される。もっとも、その時間がとれるかどうかは、べつの問題である。

司法研修にも、職業の一部か学生か、不透明な面がある。たんに、給与を与えるかという観点だけではなく、きちんとした議論をするべき時期にきている。どのような養成を目的とし、どう位置づけるかの検討が不可欠である。⁽²³⁾

(3) 二〇〇四年に導入された新たな医師研修には、つぎの予期しない結果を生じた。

第一は、誤算といえるものであり、大学病院を希望する学生が少なく、一般病院との競争では、大学病院は敗北したといわれる。一般病院が四割、大学病院は六割（従来は約七割）にとどまったのである。初期検診の研修は、オールラウンドな能力を目ざすものであり、高度に専門化した大学病院よりも一般病院のほうがふさわしいからである。⁽²⁴⁾ もっとも、長期的な成果は未確定である。

司法研修でも、学生が専門性を希望するか、それとも

オールラウンドな能力を目ざすかには疑問がある。後者の場合には、この医療研修と同じことが生じる。しかし、司法研修（あるいはその準備段階としてのロースクールの選択コース）では、卒業後の就職の観点からは、むしろ専門性を目ざす傾向が顕著に出る可能性がある。少なくとも、公法・私法・刑法にまたがるオールラウンド性への志向は弱い。もっとも、試験の段階では、合格のためのある程度のオールラウンド性は確保されよう。

アメリカの医療では、オールラウンドな能力をつけた医師が、OJTの段階で、段階ごとの専門医試験をうけ、専門医となる。普遍性と専門能力の統合という意味からは、法律職においても、参照とすることは多い。すなわち、OJTないし資格取得後の再教育である。社会や技術の進歩が早い今日、司法職に関しても考慮に値する。

第一の、大学以外の指定病院で研修医の約四割が研修をうけるとの誤算には、地域医療へのしわ寄せという第二の誤算が伴った。すなわち、従来、大学医局において労働力となっていた研修医が減少したことから、大学医局は、関連病院から医師を呼び戻した。医師不足が問題となるような病院は指定病院となっていないから、医師の派遣をうけ

ていた地方の病院には、医師が不足する事態となったのである。従来これらの病院は、大学の医局から半ば強制されてきた医師の派遣をうけ、その見返りに医学部や医局に研究費を寄付したり、無給の大学院生を当直などに雇って生活を支える関係にあった。これらの医師引き揚げという事態は、厚生労働省も地方自治体にも予想されていなかったといわれる⁽²⁵⁾。

地域ごとに必要な病院には、指定病院として認定される必要がある。地域性の要件は、研修Ⅱ教育からはみ出すおそれがあり、労働力と教育とは両立したいという一例ともなる。地域医療は過疎地でも必要なのに反し、大学や指定病院は人口密集地域に多く、しばしば需要と供給が一致しないからである。

また、大学病院でも、問題が生じた。学生が、一般病院に逃避しただけではなく、新研修医は、従来のような下働きをしないので、労働力不足が生じたのである。また、無給の医師が激減する結果、経費も大幅に必要となる。従来は、重症患者と最新の情報が集まる大学病院にいることは、高度な手術や技術の習得、ひいては博士資格の取得にも有利であった。

全体として、労働力としての医師が、教育プロセスに果たたのである。教育課程の伸長にともなう現象であり、一面では、従来、職業と教育を混乱させ、教育課程の学生を無償で、職業に使っていたことの反動である。教育と職業との人材の争奪という面も有する。ただし、職業と教育の混乱は、必ずしもなくなったわけではなく(図式的にいえば、従来は職業にもかかわらず報酬がなく、改正後は教育なのに報酬が高められた)、少なくとも司法研修との対比では、報酬はいちじるしく高められたことが特徴である。給与が廃止される司法修習との相違は大きく、医療と司法とに対する国の取組みの相違がうかがわれる。

(4) 二〇〇四年の最初のロースクール試験にも、特徴がみられた。その検証は、今後の課題であるが、二〇〇四年の最初のロースクール試験は、長期間受験のベテラン受験生が在学学生をかなり押し退けた点で、問題を残した。在学生でも早くに準備のできた一部のクラスは合格したが、その他は少なくとも出身の大学では合格しなかったことが多い。そして、大学の四年生が、ロースクール試験のために予備校にいくという新たな問題を生じている⁽²⁶⁾。

従来の大学院試験との違いは、内部からの囲い込みが減

少ししたことである。在学生が多数のロースクール試験を受け、その相当部分が落ちたことから、出身校への集中ができなかったのである。また、ロースクールも、二年または三年後の新司法試験を意識して、自校の学生よりも、いわゆる名門校の出身者を選んだからである。学生の流動化が起こったことは、一面では望ましいが、他面では、大学の名門ブランドが、大学院レベルでも生かされることになった。

学生の流動化は、医師の研修でも指摘されている。研修先として、一般病院を希望する学生が多く、大学病院を希望する学生が少なく、かりに希望する場合でも、自学部と同じ病院を希望する率は低かった。もっとも、全員が自校出身の純粹培養方式のところもあり、国立七校、私立一三校では九割以上を占めたという。思いがけず、旧帝国大学での自校出身率が低下したところが、新しい。ただし、前述のように長期的な成果は未確定である。

しかし、ロースクールでは、全体的な移動が長期間の受験生の移動の結果（在学生への玉突き現象）であったとすると問題が残る。当面、旧試験が廃止されないことと合わせ、試験方法を工夫しないかぎり、（真正の社会人を除き、

少なくとも年長者に関して）ロースクールが長期間のベテラン受験生の吹き溜まりとなる可能性があるからである。

入試における単純な積み上げ方式の試験評価では、中庸の大過ない者が有利となる。四年在校生は、単純な知識面では、長期間の受験生には対抗できない（二〇〇四年一月の試験）。もっとも、新司法試験が、従来とそう変わらないものであれば、各ロースクールが一定の合格率を確保するには有益かもしれない。結局、定型的な暗記思考型出題では、合格には相対的に時間をかけることが必要になるからである。しかし、新司法試験が性格を変えた場合には、暗記思考型では合格はおぼつかない。積み上げ方式ではなく、養成の目的にそくした選抜が必要となる。特定の要素を重視し、バーとして機能させる必要がある。たとえば、英語や自己推薦書・論文・社会人の実績などである。この場合には、入学後や卒業時の成績などとの相関を調べる追跡調査が不可欠である。

なお、従来の経験からすれば、強い官僚制のもとでの試験には、変化に対応する能力はそう大きくなく、激変はないとすれば、（大学側のみで）あまり議論したり新しい工夫をする実益はとばしいともいえる。せいぜい積み上げ方

式で、重点的にみる分野を検討する程度でもよいことになる。ただし、この場合でも、研究者養成については、学部段階から積極的に行う必要がある。金も時間もかかるロースクールでは、必要数を確保することはむずかしい。

V むすび

(1) 養成期間の長期性については、かねて先進諸外国と、大陸諸国とイギリスや他のコンロー諸国との法曹教育の相違について、ふれたことがある。大陸諸国というまでもなく、アメリカ以外のコンロー諸国、たとえばカナダやオーストラリアでも、法曹教育は基本的には学部で行われている。そこで、これらとヨーロッパ大陸にみられる学部と司法研修による養成か、あるいはアメリカ型の学部における専門教育を必要としない大学院による養成に大別される⁽²⁷⁾。

養成期間の問題は、養成課程への入学者の選抜や卒業生の就職とも関係している。これらについても、本稿では立ち入りえない。なお、近時、オーストラリアの法曹養成との比較で、興味深い指摘がある。すなわち、オーストラリアでは、ロースクールによって法曹となる道もあるが、著

名なロースクールに入学するために、学部で優秀な成績を修める必要がある。そこで、高校や大学で数学や化学を選択する傾向があるが、これらの分野で高い学業成績を修めた者が法律の分野でもすぐれた業績を残すとは限らない。

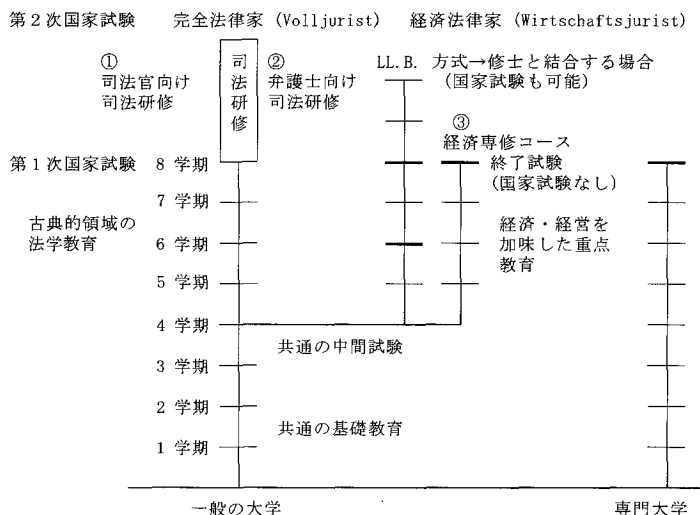
また、高校や大学の数学や化学の専攻課程に入学するさいに必要な学業成績はそれほど高いものではないが、これらの分野を専攻した者には、さらに法律職を含む他の専門課程に進もうとする傾向がある。そこで、現行のロースクールの入学選抜方法では、法律以外の分野に向いている者を集め、かえって法律家としての才能を有する人材を他の分野に逃がしているというのである。

また、就労者やロースクールの高額な学費を払えない者、高校や大学学部でよい成績を修めていないためにロースクールに入れない者については、低廉な学費の夜間部法曹養成コースがある。このような多様な方法が、当面わがくにでは欠けている⁽²⁸⁾。

(2) 期間の短縮については、かねて紹介したドイツの専門大学における経済法専修コースが参考となる。これは、その後、一般の大学にも拡大しつつある。その背景には、毎年およそ一万二〇〇〇人の第一次国家試験の合格者、一

(23) 法曹養成制度の長期化と多様化

ドイツの法曹養成の多様化 (Hromadka (後注(5) 参照))



- ①伝統的養成課程 裁判官の養成 → 伝統的法律学に集中
【旧国家試験】
- ②2002年改正 弁護士機能の重視→ soft skills, 国際性(語学)の重視
【新国家試験】
- ③経済専修型 経済人の養成 → soft skillsと経済、経営関係の領域の重視
【専門大学の経済専修の法律コース】

万人の第二次国家試験の合格者がいるにもかかわらず、公職につける者は、一五〇〇人から二〇〇〇人と少なく(およそ一五%から二〇%)。他方、希望者は第二次国家試験合格者の四分の一と推定される)、残りは弁護士か経済界に職を求めている。しかも、弁護士の数は一九九〇年の五万九九〇〇人から、二〇〇三年の一二万一二二〇人と、ほぼ倍に増加している。この間東ドイツ地域で求職する可能性があったが、それともはや満杯となっている。経済界で就職する場合には、法学だけの教育では十分ではなく、不経済な制度となっている。

すでに二〇の専門大学が、経済専修コースを有している。卒業生の就職状況がよいことから、入学希望者も多い(ときに一〇倍にもなる)。しかし、これに対して、専門大学の教育は、実務偏重で、マニユアル的であり、必ずしも学問的ではないとの批判がある。そこで、むしろ一般の大学において同様の教育

を行うことが望ましく、あるいは一般の大学では、伝統的な司法官の養成と、新たな弁護士養成とともに、経済界向けの教育を行う必要がある。法曹養成の第三の道と位置づけられる⁽³⁰⁾。これに対しては、法律家の統一的養成を壊すとの反対論もある。

大学に経済専修コースをおく場合にも、カリキュラムは、専門大学のそれと似た経済および経営と語学の重視であり、卒業資格も、国家試験ではなく、大学ごとの卒業試験による。卒業試験にカリキュラムが反映されているので、パスサウ大学の例によってみると、卒業論文、四書面試験と口述試験からなる。卒業論文は、企業や経済に関連テーマを扱い(二五%)、書面試験は、私法の三試験と公法の一試験からなる(四〇%)。口述試験は、商法・経済法の一試験と、経済学関係の二試験、選択科目の一試験からなる(二〇%)。ほかに、専門に関する語学試験が二である(一五%)。卒業論文は、中間試験によって代えることができ、その場合には、二〇%の配点となる(書面試験が五〇%、語学試験は一〇%となる⁽³¹⁾)。

大学と専門大学のコースの相違に加えて、大学自体のコースの多様化から、ドイツの法曹養成は、二分化から多

様化の時代に入ったものと位置づけられる。これは、わがくにの法曹養成が、国家試験(資格)重視のロースクールの制度をおいたのとは逆の方向であるが、わがくにでは、まだ学部の新編は緒についたばかりであり、その方向性を示唆するものでもある。

(1) これにつき、小野・一論一三〇巻一号参照。同・司法の現代化と民法(二〇〇四年。以下、【現代化】と略す)四〇九頁。なお、小野「転換期におけるドイツの法曹養成の動向」法の支配一三二号五二頁をも参照。なお、養成期間の長期化に対しては、その短縮が課題であることはいうまでもないが、本稿では立ち入らない。

(2) 梶田昭・医学史(二〇〇三年)二二八頁。わがくににおける医学教育のドイツ型とイギリス型については、同書三〇七頁。明治初期には、医学教育を両院に基礎をおく臨床指向のイギリス型医学と、大学に基礎をおく科学的訓練と研究型のドイツ医学との対立があり、当時優勢であった後者が選択されたのである。

(3) 【現代化】三七〇頁。また、小野「転換期におけるドイツの法曹養成の動向」前述法の支配一三二号五二頁参照。

(4) 前者として、Honnethoff/Teichmann, Das Jurastudium nach der Ausbildungsreform, JuS 2002, 839; Hom-

meihoff/Teichmann, Revolution in der Juristenausbildung, Jus 2001, 841. 後者については Ranieri, Der Computer, mein Repetitor, JZ 2001, 856, がある。

(6) Joecks und Guse, Juristenausbildung: Der Studiengang »Bachelor of Laws« an der Universität Greifswald, NJ 2002, 568.

一九九〇年代の末には、専門大学の経済法専修コースの成功をうけて、一般の大学においても同様の試みがされ、そのいくつかはすでに立ち上がっている。たとえば、バイエルン州のアウグスブルク大学である (二〇〇二年冬学期から)。しかし、同じバイエルンでも、早い試みであったパッサウ大学では、教授会の反対で一九九九年七月に挫折した。Vgl. Hromádka, Diplom-Wirtschaftsjurist (univ.), Der dritte Zweig der Juristenausbildung, Festf. Hans-Joachim Musielak zum 70.G., S.253ff. 州政府も積極的であり、一九九八年の経済法専修コースのシンポジウム (ドイツ学術寄付者連盟の後援による。後注8参照) には、州の文化、経済、司法の三大臣が出席し、当時のドイツ・テレコムやタイムラー・ベンツ、金属産業労働組合などの代表も出席した。専門大学の専修コースの場合と同様に、産業界の関心は相当高い。

(6) ドイツの専門大学や私立大学については、小野・大学

と法曹養成制度 (二〇〇〇年。以下【大学】と略す) 一八頁参照。

大学の重点教育を定めた二〇〇二年の改正法に従い、他の各大学も、新たな重点コースを開始した。フライブルク大学においても、各三〇SWS (後注10参照) ほどの八つの重点コースが設定された (法史と比較法、民法、刑事法、商事・経済法、労働法と社会保障、ヨーロッパ法と国際法、環境と経済、情報社会における法の八つである)。Vgl. Jus-Magazin, Mai/Juni 2004 (Die Ausbildung mit dem LL.M. krönen), S.8ff.

(7) 三段階の養成制度の欠陥は、その長期性である。アメリカはロースクールのみの一段階の、ドイツは大学と司法研修の二段階の法曹養成制度である。これに対して、ドイツの大学の Institut が大学院レベルとの反論がある。しかし、Institut は「たんなる「教室」にすぎず、大学院ではない。Lehrstuhl (＝講座) の大きいものにすぎない。伝統的な大陸の制度では、制度としての大学院はないからである (学位取得コースとしてはある)」。【大学】一九〇頁参照。

(8) この寄付者連盟に関しては、【大学】一三九頁注9において、ドレスデン工科大学への大学改善プログラムを紹介したことがある。

- (9) Joecks und Guse, aa.O., S.568.
- (10) ちなみに「二五回が基準時間(一コマ)であって、機械的に一年三〇回などというのは、机上の計算にすぎない。日本の一コマは、九〇分であるから、二時間講義である。ヨーロッパでは時間割も、形式的には八時―九時―九時―一〇時とどうように記載されており、実質的には、各時間の最初の一分は休み時間である。形式的にだけみれば、学生は教室の移動もできないことになる。
- (11) Joecks und Guse, aa.O., S.569.
- (12) Joecks und Guse, aa.O., S.570-571.
- (13) Vgl. Statistisches Jahrbuch 2002, S.371, 16.6 <Hochschulen, Studierende, Studienanfänger und -anfängerinnen im Wintersemester 2001/02>: S. 378, 16.7.3 <Im Wintersemester 2000/1 nach Fächergruppen, Studienbereichen und Fachseminestern>; SJ 2003, S.390f.16.7.2 und 16.7.3. また、十九世紀の数字は、おもに Köbler, Zur Geschichte der juristischen Ausbildung in Deutschland, JZ 1971, S.769, にある。【大学】四五一―四六頁。
- (14) これについては、五十嵐清「上命下逸法学者のメメリカ法への影響」現代比較法学の諸相(二〇〇二年)一四一面以下参照。
- (15) Aus für das dreigliedrige Schulsystem? Die Welt, 2004.9.15. 初頭教育システムについては、【現代化】四〇三頁参照。大学進学率については、Statistisches Jahrbuch 2002, S.377, 16.7.2 <Studierende und Studienanfänger/-innen>; SJ 2003, S.390.
- (16) Statistisches Bundesamt, Statistisches Jahrbuch 2002, S.396, <16.10.2 Personal an Hochschulen 2001>; SJ 2003, S.390; SJ 2003, S.396.
若干古い一九九七年の統計については、大学の法学部に限定してみれば、学術に関する総人員は、三〇五一人で、教授が九六一人(うち女性は五三人)、講師と助手は四七五人(うち女性が一〇一人)、他の研究協力者(wissenschaftliche Mitarbeiter)＝研究補助者は一五三一人(うち女性は五七六八)、他の研究補助員(Lehrkräfte)は六一人(うち女性は一八八)であった【大学】一八五頁参照。
- (17) Agenda 2010 にこうある。http://www.bundesregierung.de/Themen-A-Z/-9767/Agenda-2010.htm
- (18) Verhandlungen des 58. Deutschen Juristentages (DJT), 1990, Bd.1, E (Hassener und Kübler), F (Hensen und Kramer), Bd.2, O (Sitzungsbericht), ユーベント 58.DJT, E, S.49ff.; vgl. Zweigert/Kötz, Einführung in die Rechtsvergleichung auf dem Gebiete des Privatrechts, Bd.1, 1984, §17 (S. 238ff.). 簡明に、シヤマイヤ

ルト・ロケッツ・比較法概論（大木雅夫訳・一九七四年）三九四頁以下をも参照。

(19) 連邦弁護士法の改正については、【現代化】三七九頁参照。大陸諸国では、弁護士や医師の養成機能は、近代国家や大学によって吸収されたが、これは、それぞれの職能団体が養成の負担をおうべきことと矛盾しないはずである。

(20) 二〇〇三年一月三日朝日新聞。

(21) 二〇〇二年四月二一日朝日新聞。

(22) 二〇〇四年六月一六日の報道によると、司法制度改革推進本部は一五日、司法修習生に年間三百数十万円を給与として支払う給費制を〇六年度から廃止し、貸与制を導入する方針を決めた。次期国会に裁判所法改正案が提出される（詳細は未定）。

旧来のものに代えて、新たに貸与制が導入され、現行の給付額を目安に無利息での貸付が行われる。返済は一〇年程度であるが、裁判官や検察官など公益性の高い職種にいた場合は返済免除がある（未定）。かりにそうなること、実質的に、弁護士のみ修習だけが公益がないものとして貸与となり、法曹三者の養成の均一性を害することになる（弁護士養成を別にするのは戦前の発想に近く、弁護士のみに公共性がないとするのも前時代的である）。日本弁護士連合会は、廃止に反対している。有給化される医師の場合と、

一八〇度の違いに、司法に対するわがくにの姿勢が問われるよう。

(23) 文部省所管以外の大学校には給与を支払う例がある。防衛大学校では、学生は防衛庁職員としての身分を有し、学生手当が支給される。税務大学校、郵政大学校などでも、学生は、所轄の職員である。なお、明治初期には、工部省の工部大学校や司法省法学校などもあったが、これらはしだいに文部省に移管され、後者は、一八八六年に設立の帝国大学に統合された。

ドイツでも、司法修習生の地位は、今日では、ほぼ「公的養成関係」（öffentlich-rechtlichen Ausbildungs-verhältnis）とされ、かつてのような任期つき公務員（Beamten auf Widerruf）ではなくなっている（ザクセン州とテューリンゲン州のみ公務員）。報酬の無償化も議論されているが、一応継続している。問題は、修習期間後の失業であり、今日では、少なくとも数カ月は不可避といわれている。Vgl. Jus-Magazin, März/April 2004 (Vom Student zum Referendar: Was ändert sich?), S.10. など。

【大学】二〇二頁、二二二頁以下をも参照。

(24) たとえば、慶応病院は、一〇〇人の定員に対し六六人しか集まらなかった。従来、一年目の研修医は、約一五〇人であり、二年目に関連病院に派遣された残りの五〇人と

あわせ、約二〇〇人が、月額二万五〇〇〇円と当直料の月約一〇万円で働いていたという(二〇〇四年三月二十九朝日新聞)。

大学病院への希望者の減少は、人材養成のべつの面からも検討する必要がある。近時、若い医師には、高度な熟練を要する分野を志す者が減少しているといわれる。3K(きつい、汚い、危険)分野を避ける傾向があり、外科、その中でも、脳、神経、心臓、肝臓がその代表である。病態に対する判断力、全身管理の技術、顕微鏡手術が安全にできるまで卒業後一〇年、脊髄手術やてんかん外科のように機能改善を目的とする領域では、さらに高度な専門性を要し、卒業後一五年の経験が必要である。そして、訓練期間中は、重症患者の管理に専念するため拘束時間が長く、医療行為自体もリスクが高く、死亡、合併症などの結果が生じることも多い。新世代医師は、このような分野を避け、生活が規則正しく、責任やリスクにさらされず、待遇のよい将来を選ぶ傾向がある。医師の熟練度に依存する高度医療が、人材面から衰える可能性があり、医療の安全に対する問題は、たんに患者の取り違えや薬害だけではなく、その養成プロセスからも生じる。金彪「医師の3K職」朝日新聞二〇〇四年七月八日。

法律家でも類似的指摘ができ、特許や企業、渉外法務志

望者には、ときに報酬が唯一の動機となっているようにきくことがある。法科大学院の導入による長期養成や、そこにおける高額授業料や司法研修期間中の給料の廃止は、ますますこのような傾向を助長する可能性がある。人権や労働、サラ金などの消費者問題に取り組む者が減少する可能性がある。弁護士人口の増加や競争だけが、この問題を解決するわけではない。弁護士を簡単に企業向け、人権向けと大別すると、短期的には、自由競争で解決されるとしても、長期的には、優秀な人権向け希望者の退出(他の職域への志望人材の流出)を招く可能性がある。投資にみあう最低限の報酬はつねに必要であり、それもなければ、法曹全体の質の低下を招き、それは相対的に企業向けの者の質の低下をも招くことになる。総体として、質の高い人材を法曹志望に呼び戻すことがロースクール設計の目的であったはずである。個人のインセンティブだけに頼る方法には限界がある。また、法曹養成は、国民的な作業であり、一部の分野だけに偏するべきものではない。

(25) 二〇〇四年二月一七日朝日新聞。

(26) ドイツでは、「古いワインは新しい革袋に」(Aller Wein in neuen Schläuchen) 入れないとして、新制度は、新たな入学者にのみ適用されるとされた。【現代化】三八〇頁。

(27) これらにつき、一論一一巻一号、【大学】二二三頁参照。養成期間の高価性については、【現代化】四〇九頁、四一二頁注7参照。短縮が課題である。

(28) アステイル・齋藤隆広「法科大学院の再生―夜間部ロー・スクールに学ぶ」国際商事三二巻一号以下。とくに、二号二〇一頁。なお、ソクラテイク・メソッドやケース・メソッドは、学生に相当の負担を強いることから、かつてはもてはやされるものではなく、アメリカでも、学生の間では人気がなくなりつつあるとの指摘もある。同二二〇二頁、二〇三頁注52。

(29) アステイル・齋藤隆広・前掲論文（国際商事三二巻）一号五四頁、二号二〇一頁参照。もっとも、予備試験の存続は、ほぼ既定のものであろう。

(30) Hromadka, aa.O., S.257. ところで、前注5の挫折にかかわらず、パッサウ大学では、新たな経済専修コースの設置が行われる予定といわれる。

(31) Hromadka, aa.O., S.263ff.
ドイツの二〇〇一年の法学部の最終試験合格者（第一次国家試験や修士試験を含む）は、一万三〇五七人で、そのうち、第一次国家試験の合格者は一万一三三九人、それ以外の学位取得者は、一七〇二人であった。後者の大部分は、九〇年代末に設立され第一次国家試験を目的としていない

経済専修大学またはコースの卒業生である。

(32) 二〇〇三年八月の最初の法科大学院の適性試験の出願者は、三万一〇〇〇人（同年十一月の適正試験の追試の受験者は七一一一人）であったが、二〇〇四年六月の受験者総数は二万一二九八人であり、かなり減少した。しかし、二〇〇六年に旧司法試験の廃止が予定されていることから、その動きは必ずしも確定的とはいえない。

なお、わがくにのCOEに類似するものとして、ドイツ連邦研究教育省は、Brain up 計画を発足させた。大学間の競争を促進し、世界レベルの研究の水準を目ざしている。これを獲得すると、〇五年から五年間、ベスト一〇大学が選出され、毎年五〇〇〇万ユーロの資金が提供される。

Vgl. Zeitschrift Deutschland, 2004, No.4, S.55.

（一橋大学大学院法学研究科教授）